

# あおいろ

あなたのそばで  
あなたを応援！

■発行 No.99 (平成30年7月18日)



一般社団法人 北那覇青色申告会

〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比2-5-3

☎ (098) 886-4010 (代) ☎ (098) 886-1205

E-mail info@kitanaha-aoiro.net

ホームページ http://www.kitanaha-aoiro.net

## 創立35周年記念講演会



世界のこれからと沖縄のあり方

講師 池上 彰氏

（チャーターリスト）  
東京工業大学リベラルアーツ研究教育院特命教授

（一社）北那覇青色申告会・（公社）北那覇法人会の創立三十五周年を記念して三月二十日（火）ロワジュールホテル那覇にて記念講演会を開催致しました。

テレビなどで大活躍されている池上彰氏を講師にお招きし九百余名の参加の下「世界のこれからと沖縄のあり方」と題して沖縄の国際観光地としての心構え、自立を提言されました。

世界を理解するに宗教を知っていた方がいいとユダヤ教、キリスト教、イスラム教について細かく解説されマレーシアやインドネシアが今、日本の1970年～1980年代の好景気な時代がきている観光客もよくみかけるようになり、その方々はイスラム教徒であり、豚肉やお酒はタブーな教えがある、そのような世界の人をきちんとおもてなし出来るように喜んでもらう事になり、自らが潤う、観光客が変化すれば迎える側も変えていく大事さを示された。トランプ米政権や宗教対立の根本を解説、トランプ大統領については「自国有利だけを考え、次の選挙を見据えた経済政策は過去に閑税で大戦を引き起こした事もあり世界のリスク要因だ」と指摘した。

最後に会場から沖縄の米軍基地問題の認識を問われた「トランプ大統領は外交を知らない、基地移転でアメリカの有益を提案出来れば乗る可能性はある、互いに有益となる案を沖縄から米国世論に訴えるのも重要だ」と話された。会場からの質問も大変盛り上がり素晴らしい講演会になりました。

池上彰先生有難うございました。



浦添市 副市長 野口 広行氏



那覇市 市長 城間 幹子氏



沖縄税理士会北那覇支部 支部長 金城 満珠男氏



北那覇税務署 署長 新垣 真秀氏



(一社) 北那覇青色申告会 会長 新本 乗義



### 第七回通常総会開催！

#### 新本乗義会長再任！

一般社団法人北那覇青色申告会 第七回通常総会が六月十九日、ダブルツリービュートン那覇首里城に於いて開催されました。

北那覇税務署 新垣真秀署長をはじめ田畑哲郎副署長、前里和俊管理運営第一統括官、安里晃個人課税第一統括官、沖縄税理士会北那覇支部 金城満珠男支部長のご臨席のもと会員多数の参加を頂き仲本清弘総務委員長の司会により進行致しました。

宮城太策副会長の開会の辞、会歌斉唱のあと新本会長は挨拶の中で「白色申告者の記帳義務化に伴い確定申告会場、青色申告手続きコーナーにおいて白色申告者を中心に税務当局と連携を図り、役員一丸となって青色申告勧奨と会員増強に積極的に取り組み、昨年引き続き、成果をあげることが出来ました」と報告があり役員をはじめ会員の皆様、税務当局、税理士会のご理解ご協力に感謝の言葉が述べられました。

又、「平成三十一年十月、消費税率引き上げと共に軽減税率の導入が予定されており、記帳の重要性を認識する目的での研修会の充実を図ると示され今年度も青色申告会の果たす役割をしっかりと遂行し、更なる会勢拡大に一層取り組んでまいります」と抱負を述べた。続いて新本会長が議長となり報告事項と議案の審議に移った。

#### 報告事項

○平成二十九年事業報告

○平成三十年事業計画

○平成三十年度収支予算

#### 決議事項

○平成二十九年事業報告承認の件

○任期満了に伴う役員改選承認の件

以上の議案を仲本専務理事より説明があり、満場一致で承認可決された。

続いて来賓祝辞では新垣署長より、昨年度に引き続き会員拡大の実績に対して、又、健全な納税道義の高揚と申告納税制度の普及を目的に各種事業の展開に努められた活発な活動の成果と評され、これからの会活動への期待するお言葉を頂いた。

又、沖縄税理士会、金城満珠男北那覇支部長は、貴会の電子申告の実績にふれ税理士会の税務支援により成果に繋がった事に対し、これからの更なる連携の必要性への期待を示された。

日渡副会長の閉会の辞で終了となりました。引き続き関係機関のご来賓をお招きし懇親会が開かれ、那覇市城間幹子市長よりご祝辞を頂き、浦添市 野口広行副市長の乾杯で祝宴となり、和やかな雰囲気でした。

### 青年部総会開催！

#### 部長に知念学氏再任

去る六月二十八日(木)、沖縄納税研修会館に於いて、来賓に北那覇税務署の田畑副署長、安里個人課税第一部門統括官、宮城副会長、島袋女性部長をお招きし、第七回青年部総会が開催され、知念部長より「青年部活動を通して、部員同士の信頼感、連帯感を構成し、組織の後継者としての心構えを持って、積極的に行動してまいります」と挨拶を述べた後、議長を務めた。



第一号議案 平成二十九年事業報告及び決算承認の件

第二号議案 役員改選承認の件

第三号議案 平成三十年事業計画(案)及び収支予算(案)承認の件

以上、審議し、全議案とも満場一致で承認可決されました。なお、役員改選において、新役員に座波和弘氏と知念賢治氏が就任いたしました。

又、本総会を最後に青年部を卒業される比嘉透氏、糸数達二氏、東直行氏、山里久裕氏に卒業記念品を知念部長より贈呈され、来賓を代表して田畑副署長より祝辞を頂き、宮城副会長の激励の言葉で閉会となりました。

引き続き昼食懇親会を知念部長の就任あいさつで開宴し、部員相互の交流を深め、和やかな雰囲気となりました。

### 女性部総会・記念講演会開催！

六月八日(金)沖縄ホテルにおいて(二社)北那覇青色申告会女性部の第七回定期総会を島袋部長外二十九名の出席のもと開催されました。



上程された議案はすべて満場一致で可決され、北那覇税務署 田畑哲郎副署長、(一社)北那覇青色申告会宮城恵美子副会長より祝辞を頂き、総会を終了しました。

同日、「女性のための健康講座『自分でできる骨盤底筋体操!!』簡単な体操で尿漏れを改善・予防」大湾知子氏(琉球大学医学部保健学科 成人・ガン看護学准教授)による講演会が行われました。

「成人女性の約四二%が尿失禁の経験があり、尿失禁は、治療や手術でなおせるので一人で悩まないで気軽に受診をしていただきたい。」と呼びかけられました。また、「骨盤底筋を鍛えることで尿漏れを軽減、予防をすることが出来ます。」とその場でできる簡単な体操を教えてください、会場の皆さんも「これなら気軽に続けられる。」と好評で、その後の懇親会でも、講師を囲んで、質問や相談が相次ぎ、大変有意義な講演会となりました。

青色教室「第18期生」開講



(事業所得者 午前の部)



(不動産所得者 午後の部)

去る五月二十八日(火)、沖縄納税研修会館三階研修室において、「青色教室」が開講されました。「青色教室」は、五月から十一月までの七か月間、全十六回の講座を通して、記帳から決算までマスターすることを目的に開催しており、今年で十八期目を迎えます。

第一回目は、始めに開講式が行われ、午前のコース(事業所得者)は新垣勉副会長、午後のコース(不動産所得者)は新本乗義会長より「青色申告特別控除六十五万の適用には、損益計算書と貸借対照表の作成が条件となっております。このことは節税につながり、さらに今後の経営方針にもつながりますので、ぜひ活用してください。七か月間という長い期間ではありませんが、粘り強く受講してください」と挨拶を述べられました。

青色申告の特典を活用しよう



今年度も、新たに青色申告会に入会して頂いた会員様を対象に、四月六日(金)五月九日(水)の日程で沖縄納税研修会館三階研修室(一社)北那覇青色申告会研修室)に於いて、業種別に新規青色説明会を開催致しました。

説明会では、青色申告の特典の活用の方について、青色申告の特典のうち、青色申告特別控除六十五万円、専従者給与、純損失の繰り越しの主な三つを説明し、特に、青色申告特別控除六十五万円の適用及び専従者給与を活用することによって、所得税・住民税だけでなく、国民健康保険税・介護保険料まで軽減されるメリットがあることを強調し、青色申告と白色申告の違いを比較しながら説明を行い、その後は練習問題を用いて帳簿への記帳の仕方等を勉強して頂きました。

最後に、これから開催される研修会や会員の将来の保障や生活の安定につながる各種共済制度の紹介、事務局において常時個別相談会を実施していることを説明し、これから積極的に青色申告会を活用して頂くよう、新規会員の皆様に呼びかけを致しました。

専従者給与の上手な取り方



青色申告をするに、税法上多くの特典が受けられますが、その中でも主な特典の一つであります「青色事業専従者給与」の研修会が五月十七日(木)、(一社)北那覇男性申告会三階研修室に於いて「専従者給与の上手な取り方」と題し、会員多数参加の下、開催されました。

この研修会では、専従者給与を活用することで、所得税・住民税・国保税・介護保険料が節税できること、また、なぜ節税することが出来るのかについて例題を交えて、生計を一にしているか、一緒に働いてくれる人がいれば、専従者給与を支払った方が有利になることを理解していただきました。終了後、受講者の方で専従者給与の届出を提出する方もおり、とても内容の充実した研修会となりました。

専従者給与に関する相談も事務局にて随時受け付けておりますので、話を聞いてみたいという方はいつでもご連絡をお待ちしております。

インターネットトラブル対策研修会



去る五月十四日(月)、浦添市産業振興センター「結の街」において、講師にグラシアス沖縄の田上カルロス氏をお招きし、「インターネットトラブル対策研修会」を開催いたしました。

去る五月十四日(月)、浦添市産業振興センター「結の街」において、講師にグラシアス沖縄の田上カルロス氏をお招きし、「インターネットトラブル対策研修会」を開催いたしました。フェイスペインクックヤツ

インターネットなどのSNSの普及により、誰でもスマートフォンや携帯電話を利用して、幅広く情報を発信できるようになりました。それに伴い、従業員がSNSに顧客のプライベートに関する投稿をする、誹謗中傷、悪ふざけといった不適切な投稿をすることによる企業トラブルも近年起きています。この研修会では、このようなトラブルを予防するために必要な取り組みや、トラブルが発生してしまった場合の対応などについて説明していただきました。

最後に、今日の研修会の資料をもとに、社内でSNSの特徴やリスクに関する知識を共有していただき、トラブルの予防に役立ててくださと呼びかけ、研修会を締めくくりました。

エクセル関数講座



去る六月二十八日(木)、浦添市産業振興センター「結の街」において、エクセル関数基礎講座を「あつぷす」代表の久保田和成氏を講師にお招きし、(公社)北那覇法人会と共催で開催いたしました。

関数とは、エクセルにあらかじめ定義されている数式のことです。目的に合わせて様々な種類があり、条件に応じた計算を行うことができます。この講座では、数多くある関数の中から実務に役立つ関数を抜粋し、練習問題を用いて実際にその関数を使いながら紹介を行いました。また、関数以外にも、ショートカットキーや表示形式などの、エクセルの様々な機能についても説明していただきました。

最後に、今回使用した練習問題は、インターネットからダウンロードすることができます。関数の理解に役立ててくださと伝え、講座を終了しました。

相続・贈与に関する税務のポイント



去る六月十五日(金)、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて、税理士の金城満珠先生をお招きし、会員多数参加の下、(公社)北那覇法人会と共催で研修会が開催されました。

相続・贈与といった問題は、一般的にその事柄の性格上ついつい避けて通りがちです。また、税法だけでなく民法の知識も必要とされることから「むずかしいもの」と考えられています。

研修会では、始めに相続税と贈与税の仕組みについて説明があり、特に遺産の相続をめぐる財産争いを防ぐために遺言書を活用する人が増えていきます。遺言書は財産を贈与する法的効果があり、トラブルを避けるには「公正証書遺言」がすぐれています。

又、相続対策として空き地に借入金で賃貸用建物を建築するという事があります。借入金にはマイナスの財産として相続税の対象となる他の財産から差し引く事ができ、相続税を減少させる事ができる。賃貸用建物を建築する事で土地の相続税評価額から一定割合を減額する事ができるため資産評価に有効である。しかし、建築後の賃貸料収入と借入金返済など、事業収支が円滑に推移するかどうか総合的に考えてはたしてこの対策は有効であるか考える必要があると注意も示された。

受講者の多くは、将来関わってくるであろう相続という問題に、真剣な表情で聞き入っており、大変関心の高い講座となりました。

消費税軽減税率制度対策研修会



去る五月十日(木)浦添市産業振興センター「結の街」三階中研修室に於いて、消費税軽減税率制度対策研修会を、(公社)北那覇法人会と共催で開催いたしました。

研修会は二部構成となっており、始めに沖縄国税事務所担当官より平成三十一年十月一日より実施される消費税軽減税率の概要として、軽減税率の対象となる品目やこれに伴う帳簿及び請求書等の記載と保存方法についてのご説明をして頂きました。その後、沖縄総合事務局担当者より複数税率に対応したレジを導入する際の補助金制度(申請期限：平成三十一年九月三十日)や、軽減税率制度の準備に利用できる税制措置や融資制度の概要をご説明して頂きました。

実施時期は一年以上先ではあります。事前準備が重要となります。今後も定期的に研修会を開催していきますので、ぜひご参加下さい。

「社会保険の基礎講座」開催!



去る六月二十二日、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて(公社)北那覇法人会共催により社会保険労務士の堀下和紀先生を講師にお招きし社会保険の実務はもとより給与計算実務など幅広く

くご説明頂きました。堀下先生著書の「人事・労務」の実務がまるごとわかる本をテキストに給与計算の全体像から割増賃金の計算、雇用保険料控除の計算や源泉所得税の計算の仕方、従業員を採用した場合の手続き、健康保険 傷病手当金支給申請書高額療養費請求のポイントなど社会保険の様々な手続きの仕方をわかりやすく解説して頂き大変有意義な研修会となりました。

「労務管理」基礎講座

去る五月二十一日(月)、浦添市産業振興センター「結の街」に於いて、(公社)北那覇法人会共催により社会保険労務士の堀下和紀先生をお招きし、「労務管理」基礎講座が開催されました。

講座では、働き方改革関連法案で、沖縄の企業が注意すべき事項として、残業の上限規制や年休5日取得強制について取り上げられ、労働基準法の基本を押さえる為、法定の労働時間を超えて労働させる場合など、労使で書面による協定を締結し、所轄

の基準監督署へ提出する必要がある36協定について、重点的に説明がなされた。

平成三十四年四月から中小企業も、六十時間以上の残業の賃金増し率に改正があることも含め、残業の削減や36協定の修正、完全週休2日制への推奨、又、年休の管理体制の整備など、法改正に備えて会社は働き方を考える必要があると述べられ、大変有意義な講座となりました。

助成金活用セミナー



去る、六月十四日(木)浦添市社会福祉センター三階中ホールに於いて、グッジョブ相談ステーション後援の下、社会保険労務士の大城貴子先生を講師にお迎えし、雇用に関する助成金についての研修会を開催いたしました。

今回のセミナーでは、本年度の改正、創設、廃止となった助成金の最新情報を紹介し、その中からお勧めの助成金について活用にあたってのポイントを分かりやすく説明して頂きました。

雇用関係助成金は人材育成をはじめ、新規雇用・事業拡大、処遇改善など幅広い場面で活用できますが、毎年変更の多い助成金なので取り組む前に事前に確認し、タイミングを逃さないこと。そして助成金の受給までにはかなりの時間がかかるため、資金繰りの一部と考えず、会社のポーンナスとして考えること。などのアドバイス頂き、大変関心の高い講座となりました。

# 県青連広場



(一社) 沖縄県法人会連合会 会長 大城 勇夫氏  
 沖縄税理士会 会長 外間 喜明氏  
 沖縄国税事務所 所長 脇本 利紀氏  
 沖縄県青色申告会連合会 会長 宜名真 正勝



## 沖縄県青色申告会連合会 第四十四回通常代議員総会開催される！

去る六月二十一日(木) ホテルロイヤルオリオン「旭の間」に於いて、沖縄県青色申告会連合会第四十四回通常代議員総会が、来賓に、沖縄国税事務所・脇本利紀所長始め、幹部職員、沖縄税理士会・外間喜明会長の臨席を賜り、各会の代議員参加の下開催されました。

宜名真会長は、「昨今、大型店舗の小売分野への進出や少子高齢化の影響により、全国的に小規模事業者の会員数が減少している中、本連合会は、農業協同組合、軍用地等地主会の会員を中心に青色申告勧奨と入会勧奨、更に、青色申告手続きコーナーに於いて、税務当局と連携を図り、役職員が一体となり会員増強に努めた結果、三年連続「(一社) 全国青色申告会総連合の会員増強運動表彰部門において、那覇会・北那覇会・沖縄中部会の三公が表彰、又、「ブルーリターンA」の普及については、北那覇会が表彰予定と報告された。

平成三十一年十月に消費税率の引き上げと共に、軽減税率の導入が予定されていることから、説明会や広報・周知に努めてまいります。本年度も、尚一層の会員増強運動並びに全青色共済普及運動の推進に、役職員のご理解とご協力をお願い申し上げます」と挨拶を述べた。

続いて、平成二十九年事業報告・決算報告承認の件、平成三十年事業計画(案)、予算(案)承認の件については満場一致で承認可決された。

更に、任期満了に伴う役員改選については、宜名真会長始め、三役が留任となりました。三役は、次のとおりです。

来賓祝辞は、脇本沖繩国税事務所長、外間沖繩税理士会会長より、祝辞を頂き代議員総会を終了しました。

引き続き、多数のご来賓のご臨席を頂き、懇親会が開かれ和やかな雰囲気の中、終了いたしました。

### 三役の紹介

- |      |        |
|------|--------|
| 会長   | 宜名真 正勝 |
| 副会長  | 新本 乗義  |
| 副会長  | 神谷 常直  |
| 副会長  | 渡嘉敷 真吾 |
| 副会長  | 下地 信輔  |
| 副会長  | 座喜味 盛二 |
| 専務理事 | 仲本 政祥  |



## 沖縄県青色申告会連合会女性部総会



第三十二回代議員総会が六月二十一日(木) ホテルロイヤルオリオンにおいて、代議員十三名出席のもと開催されました。上程されたすべての議案は満場一致で承認可決され、沖縄国税事務所松田昌個人課税課長、沖縄県青色申告会連合会宜名真正勝会長より暖かいお言葉を頂き、総会を終了致しました。

総会終了後、「消費税軽減税率について」を沖縄国税事務所間税軽減税率制度係山城千尋主任、「改正税法について」の研修会を同所個人課税課長平良秀樹記帳指導専門官より行われました。

山城主任より「平成三十一年十月から実施される消費税率の引上げと軽減税率について説明があり、複数税率になることから請求書や帳簿等で取引ごとに税率を区分する必要がある、また免税事業者においても、飲食品等軽減税率対象商品を取り扱う場合は取引先に対して税率を区分して請求書発行する必要があるとあります。そのためにレジの買換えやシステムの改修等をする場合には経費の一部を補助金で賄うことができますが、期限ギリギリでは補助金の申請が間に合わないこともありますので早めに検討、申請をしてください。」と説明がありました。会場では、講師の話に熱心に聞き入り研修会を終えました。

## 沖縄県青色申告会連合会青年部総会



去る六月二十六日(火)、沖縄納税研修会館三階研修室において、沖縄県青色申告会連合会青年部第十四回通常代議員総会が開催されました。

高宮城部長が議長を務め、全議案とも満場一致で承認可決された。

### 新役員は、次のとおり

- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 部長  | 上原 修 (北那覇会所属)     |
| 副部長 | 神谷 雅樹 (那覇会所属)     |
| 幹事  | 知念 学 (北那覇会所属)     |
|     | 我如古 寿三男 (沖縄中部会所属) |
|     | 伊江 太作 (那覇会所属)     |
|     | 城間 恒浩 ( )         |
|     | 平良 豊 ( )          |
|     | 新垣 有矢 ( )         |
|     | 與那城 史尚 (北那覇会所属)   |
|     | 金城 光彦 ( )         |
|     | 新本 乘弘 ( )         |
|     | 佐久川 雄至 ( )        |
| 監事  | 奥間 由紀江 (沖縄中部会所属)  |
|     | 福田 昌也 (那覇会所属)     |
- 以上の十四名が選出された。
- 代議員総会終了後、懇親会では上原部長の開宴のあいさつ、高宮城相談役の乾杯で祝宴となり、部員相互の交流や意見交換ができ、和やかな雰囲気の中、閉宴となった

ブルーリターンA講習会



(一社) 北那覇青色申告会三階研修室に於いて、会員様の事務の合理化と経営状況を把握して頂くため、「所得税・住民税・健康保険税」の節税に繋がる青色申告特別控除六十五万円適用の推進、更に、消費税申告の記帳やインターネットを利用した電子申告(イータックス)にも対応されたパソコン会計用ソフト「ブルーリターンA」の講習会を事業者と不動産賃貸業のコースを設けて毎月開催しております。

講習会では、業種別に実務的な記帳の仕方について練習問題を用いて、パソコンに入力するだけで関連する帳簿に振り分けられ、集計は自動的に行われ、減価償却費の計算、青色申告決算書の作成も簡単に作成できることを勉強して頂きました。

受講された会員様からは、簿記を知らなくても簡単な入力方法で帳簿がつけられて、全て自動集計してくれ、決算書まで作成できて、手書きの帳簿に比べると非常に便利だと大好評でした。

今後も「ブルーリターンA」講習会は定期的に開催致します。入力の仕方や操作方法、その他不明な点については私達青色申告会が丁寧にサポート致しますので、パソコン会計に興味ある方は、お気軽にお申し込みください。

安心 安全

国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

## 制度の特長

### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!



中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

## 中小企業倒産防止共済制度

# 経営セーフティ共済

取引先の倒産から会社を守る制度です!

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

## 中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

経営セーフティ共済

検索